

令和4年2月10日

オミクロン株の感染拡大を踏まえた透析患者に対する
適切な医療提供体制の確保について（お願い）

日本透析医会・日本透析医学会・日本腎臓学会
新型コロナウイルス感染対策合同委員会

委員長 菊地 勘
副委員長 山川 智之
副委員長 竜崎 崇和
副委員長 南学 正臣

平素より新型コロナウイルス感染対策合同委員会の活動にご協力いただきありがとうございます。

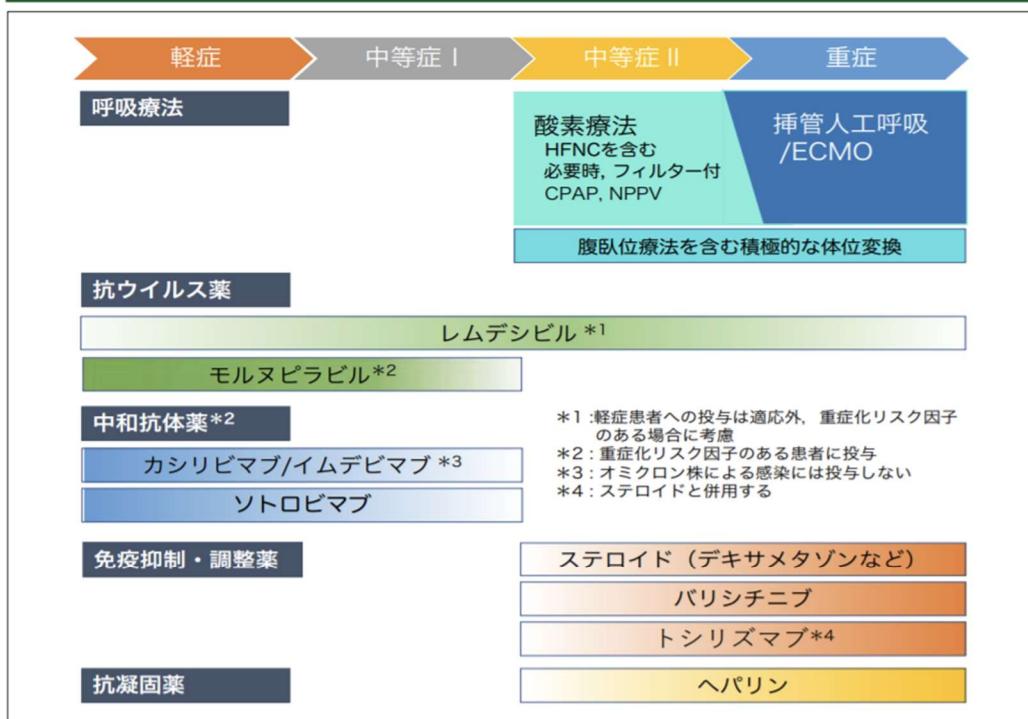
令和4年2月8日付で厚生労働省健康局がん・疾病対策課、医政局地域医療計画課、新型コロナウイルス感染症対策推進本部の連名で、都道府県衛生主管部（局）宛に事務連絡「オミクロン株の感染流行を踏まえた透析患者の適切な医療提供体制の確保について」が発出されました。（<https://www.mhlw.go.jp/content/000895763.pdf>）この事務連絡を踏まえ、合同委員会として透析患者に対する医療提供体制の確保に関して、下記の通りお願い申し上げます。

ご承知の通り透析患者は、COVID-19において重症化リスクを有することから、早期診断と早期治療が必要とされます。以前と違い、現在は軽症に適応がありオミクロン株に対しても有効性があるとされている薬剤が複数あり、いずれも透析患者に投与可能となっております。

このうち中和抗体薬であるソトロビマブ（商品名：ゼビュディ）、抗ウイルス薬であるモルヌピラビル（商品名：ラゲブリオ）については、薬剤の数量が限られることから、使用にあたっては治療薬の登録センターにて登録が必要となります。ソトロビマブについては無床診療所の場合バックアップ病院の確保が必要ですが、いずれも外来投与は可能ですので、各都道府県の透析治療における専門家が自治体と連携し、外来透析施設においてもこれらの薬剤が円滑、かつ速やかに投与されるようよろしくお願い申し上げます。また、従来、中等症・重症の透析患者に使用されていたレムデシビル（商品名：ベクルリー）についても、軽症に対して適応外使用が可能になりました。重症度別の治療薬の使い分けについては、次ページ図をご参照ください。

COVID-19透析患者においては、重症化リスクが高いことなどから、症状にかかわらず入院治療を原則としております。オミクロン株の流行により感染者数が増大している現状では、入院が必要となる患者も増えています。現在も各都道府県の関係者におきましては、ご努力されているとは承知しておりますが、受入病床については更なる確保が必要と考えます。

図 4-1 重症度別マネジメントのまとめ



- ・重症度は発症からの日数、ワクチン接種歴、重症化リスク因子、合併症などを考慮して、繰り返し評価を行うことが重要である。
- ・個々の患者の治療は、基礎疾患や患者の意思、地域の医療体制などを加味した上で個別に判断する。
- ・薬物療法は COVID-19 やその合併症を適応症として日本国内で承認されている薬剤のみを記載した。詳細な使用法は、添付文書などを参照すること。

新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第 6.2 版より

<https://www.mhlw.go.jp/content/000888565.pdf>

一方、都市部を中心に既に COVID-19 患者数の爆発的な増加に伴い、入院が困難になっている地域が複数あります。そのような地域では軽症患者が入院できなくなるケースや、病床確保のために隔離解除となる発症後 10 日の前に転院、退院を余儀なくされるケースがあります。外来維持透析を行う施設におきましては、感染患者および感染を疑う患者の入院が困難な場合においては、時間的または空間的隔離を行なながら外来透析を行うこと、また入院施設からの受け入れ要請があった場合は、速やかに受け入れを頂きますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今回の事務連絡においては、外来維持透析施設で感染患者の治療を行う場合の移送体制の確保を各自治体に要請しております。患者の移送についても、自治体との緊密な連携をお願いします。

ワクチン接種についても、重症化リスクの高い透析患者においては必要性が高いとされておりますが、初回接種の完了後 6 ヶ月経過すれば追加接種は可能となっております。接種券が届いていない場合においても接種は可能となっておりますので、各施設において透析患者に対する積極的なワクチン接種をお願いします。